

高齢漁業者の操業実態と政策課題

加瀬和俊

〈帝京大学 経済学部 地域経済学科 教授〉

〔要 旨〕

- 1 直近の漁業センサス（2013年11月1日実施）によれば男子自営漁業就業者約9万人のうち65歳以上の者が48%、75歳以上だけで20%を占めている。彼らを沿岸漁業の周縁的存在としてではなく、その基幹的部分として重視しなければならない。
- 2 彼らの引退年齢は70歳代後半に集中している。また100万円以上の水揚げを上げる経営体の割合は75歳以上でも約半数ある。漁業所得は国民年金と相まって高齢者の生活を支えており、生活保護への依存を回避する役割を果たしている。
- 3 後継者のいない高齢自営漁業者の大半は海上作業は単身で行っているが、陸上作業を含めれば夫婦協業が3分の1前後、二世代協業も13%前後存在しており、家業としての性格を残している。
- 4 彼らの操業実態は、本人の就業史と強く関連しており、①自営漁業で一貫してきた者、②雇われ漁業従事から親の引退前後に自営漁業者となった者、③漁業外で就業していた漁家子弟で定年後に漁業を始めた者、④外部から参入した新規漁業者の諸タイプがあり、それぞれに固有の特性を持つ。
- 5 漁家出身で漁業外の会社員生活を送ってきた者が定年後に自営漁業主業になる事例が見られる。彼らの漁業参入には、本人が漁村居住を継続して漁村社会の一員として認められてきたこと、かつての小中学校の同級生など同年輩の漁業者が彼らの参入に協力したことなどが有効に作用している。
- 6 後継者を得られた場合にも解決すべき問題点がある。高齢の父親が主導権を取り続けることが後継者の自発性を損ないやすいこと、複数の後継者がいる場合の父親引退後の経営分割問題等が配慮すべき課題である。

目 次

はじめに

- 1 高齢自営漁業者の概況とその統計的観察
- 2 高齢沿岸自営漁業者の諸特性と問題点
- 3 高齢沿岸漁業者の就業史の諸タイプ
 - (1) 就業史の重要性
 - (2) 就業史の諸タイプと現在の自営漁業

- (3) 漁家出身会社員の定年後漁業就業の事例
——鳥取県漁協淀江支所の場合

- 4 後継者のいる高齢自営漁業者が直面する諸問題
- 5 高齢漁業者対策への示唆

はじめに

この小論の課題は、高齢沿岸漁業者の操業実態について検討し、今後の必要な措置についての示唆を得ることである。対象とする高齢沿岸漁業者は、現に自営漁業に従事している65歳以上（一般企業での定年以降）の者とする。

沿岸漁業者の半数が65歳以上の者によって占められているにも関わらず、彼らの就業実態・志向についての調査は十分ではなかった。幸い2013～14年度に農中総研の委託による農村金融研究会「高齢漁業者の現状と漁協の対応に関する調査」に参加させていただく機会が与えられたので、そこで得られた情報を中心にこの小論をまとめた。

なお本稿と同様の問題意識は広く共有されつつあり、直近では山下東子編著『漁業者高齢化と十年後の漁村』（北斗書房、2015年2月）が刊行されている。特に同書所収の大谷誠「高齢漁業者のライフコース」は高齢漁業者の引退事情、引退後の生活まで視野に入れた貴重な論稿であり、一読をお勧めしたい。

1 高齢自営漁業者の概況とその統計的観察

今日の高齢漁業者の主力をなす65～74歳の漁業者は、1940年代に生まれ、55～64年（昭和30年代）に中学校を卒業している。彼

らの多くは中卒ないし高卒で自営漁業の後継者となったが、それは高度成長期に入った経済状況の下で沿岸漁業の所得が上昇していた時期であり、彼らの大半は家業を継ぐことに抵抗を感じることなく後継者になっている。

これに対して彼らの子弟が高校を卒業した80～90年代には漁村出身の若者にも多様な就職機会が開かれており、自営漁業に就業した場合の所得の見通しを考慮すれば、後継者となることを親が勧める状況ではなくなっていた。そのため、彼らの大半は「進路は子供の好きに任せる」という姿勢になり、自分一人ないし夫婦で体力に見合った漁業を引退するまで行い、子供世代との同居は強くは求めず、年金と合わせて夫婦の老後生活を続けるという、つつましい方向を選択したといえる。それは彼らより一回り年配の沿岸漁業者が、伝統的な家業意識に立って子弟の後継者化と同居を希望して、世代間の葛藤を経た状況とはかなり異なるものであった。

以下、高齢自営漁業者の特性に接近するために、若干の統計的観察を試みておこう。なお、ここでは論旨を単純に把握するために、質的にも量的にも漁業就業の中心を占める男子に検討を絞っている。

まず第1表によって漁業センサスと国勢調査によって把握された高齢漁業者の構成をみよう。漁業の海上作業に従事した者をカウントしている漁業センサスによると、13年の男子自営漁業就業者8万9千人のうち4万3千人（48%）が65歳以上であるこ

第1表 高齢漁業就業者数の推移
—国勢調査と漁業センサスの比較—

(単位 人、%)

			自営漁業者			雇われ漁業者		
			2003年	2008	2013	2003	2008	2013
漁業センサス	男	総数	139,827	112,374	89,424	59,336	75,446	67,693
		60～64歳	17,496	13,665	12,815	6,512	9,054	8,915
		65～69	23,324	14,986	12,203	5,245	5,985	5,532
		70～74	21,094	18,326	12,384	2,729	4,149	3,471
		75歳～	14,035	18,295	18,296	845	1,481	1,910
		65歳以上÷総数	41.8	45.9	48.0	14.9	15.4	16.1
漁業センサス	女	総数	35,999	28,679	19,823	3,209	5,409	4,045
			自営漁業者			雇用漁業者		
			2000年	2005	2010	2000	2005	2010
国勢調査	男	総数	122,995	108,194	88,241	66,641	54,748	45,820
		60～64歳	17,686	12,588	12,594	6,681	5,505	5,946
		65～69	20,242	15,283	10,351	4,787	3,860	3,242
		70～74	12,633	15,080	10,379	1,720	2,064	1,764
		75～79	4,761	7,226	8,326	503	612	662
		80～84	1,315	1,930	2,770	119	161	188
		85歳～	335	394	592	31	34	57
		65歳以上÷総数	31.9	36.9	36.7	10.7	12.3	12.9
国勢調査	女	総数	49,333	41,366	32,815	14,128	11,505	10,009

資料 「国勢調査報告」「漁業センサス」各次

(注) 1 漁業センサスの数値は08年に定義の変更があり、自営漁業者については減少度がやや大きく、雇われ漁業者については大幅に増加して示されている。

2 「総数」は全年齢の総計を示す。

と、この割合が10年間で顕著に上昇してきたこと（表示していない98年には34.4%であった）、それに対して雇われ漁業者ではその水準ははるかに低く、ほぼ15%前後で漸増傾向にとどまっていることがわかる。定置網や小型の旋網などでは若壮年の乗組員を雇用できないため高齢漁業者が一定数存在するとはいえ、高齢漁業者問題は基本的に家族自営漁業の問題であると判断できる。

他方、漁業の陸上作業だけに従事した者を含み、海上作業に従事していても漁業の日数よりも他産業の従事日

数の方が高い者を除いた国勢調査の数値でみると、2010年の男子自営漁業就業人口8万8千人のうち65歳以上の者は3万2千人（37%）であり、その構成比は05年よりもわずかに下がっていることが読み取れる。漁業センサスで漁業就業者として把握されている高齢者が、漁業よりも農業の従事日数の方が多いために国勢調査では農業就業人口にカウントされているといった事情が推測される。

第2表は第1表の数値から男子自営漁業者の加齢にともなう引退率を算出したもので

あるが、これによると漁業センサス、国勢調査ともに、70歳代前半までは引退が本格化せず、70歳代後半以降に引退が急進していると判断できる。

次に高齢漁業者の営む自営漁業の経済規模を販売額で示した第3表をみると、男子基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のう

第2表 男子高齢自営漁業者の各5年ごとの引退率

漁業センサス			国勢調査		
	2003年→ 2008年	2008年→ 2013年		2000年→ 2005年	2005年→ 2010年
60～64歳→65～69	△14.5	△9.7	60～64歳→65～69	△13.6	△17.8
65～69歳→70～74	△21.4	△17.4	65～69歳→70～74	△25.5	△32.1
70歳～→75～	△47.9	△50.0	70～74歳→75～79	△42.8	△44.8
			75～79歳→80～84	△59.5	△61.7
			80歳～→85～	△76.1	△74.5

資料 第1表から算出

第3表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・販売金額別個人経営体数
(2013年)

(単位 経営体, %)

		販売金額						
		計	100万円未満	100～300	300～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000万円～
個人経営体	総数	87,425	29,803	22,106	10,968	12,292	6,868	5,388
	60～64歳	14,012	4,177	3,516	1,893	2,224	1,259	943
	65～69	12,922	4,780	3,332	1,616	1,688	846	660
	70～74	12,486	5,382	3,559	1,486	1,192	545	322
	75～	17,252	9,194	5,005	1,432	1,012	361	248
構成比	総数	100.0	34.1	25.3	12.5	14.1	7.9	6.2
	60～64歳	100.0	29.8	25.1	13.5	15.9	9.0	6.7
	65～69	100.0	37.0	25.8	12.5	13.1	6.5	5.1
	70～74	100.0	43.1	28.5	11.9	9.5	4.4	2.6
	75～	100.0	53.3	29.0	8.3	5.9	2.1	1.4

資料 2013年漁業センサス

(注) 総数は全年齢の総計を示す。

ち自家漁業の海上作業日数が最も多い者)を年齢別にみて、加齢にともなって100万円未満、100～300万円階層の構成費が確実に上昇していることが確認できる。とはいえ75歳以上でも半数が100万円以上を販売していることは、自営漁業が国民年金に匹敵する収入源として重要な役割を果たしていることを意味している。特に掛金期間の短さのために国民年金給付額が限られている世帯に

としては、漁業所得が生活保護の対象となることを回避する根拠になっているといえる。

第4表は世帯員のうち陸上産業のみの者も含めて自営漁業に従事している(従事日数は問わない)者の組み合わせ状況を集計したものであるが、加齢にともなって漁業者の子供世代が漁業に従事している世帯は顕著に減少し、本人1人だけで海陸両作業をこなしている者が半数を占めていることがわかる。

ただし、70歳代においても夫婦協業が3分の1前後を占めていることは、世代をまたがる協業は困難でも夫婦協業は根強く存在していることを印象付けるものである。

第5表は個人経営体の世帯員の人数を示しているが、13年現在で加齢にともなって2人以下世帯の割合が半数を大きく超えて上昇していることがわかる。4人以上の世

第4表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・漁業従事世帯員別個人経営体数
(2013年)

(単位 経営体, %)

		漁業従事世帯員								
		計	一世代				二世代			三世代
			小計	1人	夫婦	他	小計	親子	他	
個人経営体	総数	87,425	67,976	43,349	23,973	654	17,530	17,415	115	1,919
	60～64歳	14,012	11,105	6,822	4,126	157	2,676	2,675	1	231
	65～69	12,922	10,839	6,586	4,153	100	1,970	1,957	13	113
	70～74	12,486	10,810	6,350	4,412	48	1,604	1,590	14	72
	75歳～	17,252	15,063	9,521	5,500	42	2,048	1,997	51	141
構成比	総数	100.0	77.8	49.6	27.4	0.7	20.1	19.9	0.2	2.2
	60～64歳	100.0	79.3	48.7	29.4	1.1	19.1	19.1	0.0	1.6
	65～69	100.0	83.9	51.0	32.1	0.8	15.2	15.1	0.1	0.9
	70～74	100.0	86.6	50.9	35.3	0.4	12.8	12.7	0.1	0.6
	75歳～	100.0	87.3	55.2	31.9	0.2	11.9	11.6	0.3	0.8

資料 第3表に同じ

(注) 1 漁業従事世帯員(陸上作業のみを含めて漁業に従事した世帯員の構成を示す)。

2 総数は全年齢の総計を示す。

第5表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・漁業従事世帯員数別個人経営体数

(単位 経営体, %)

			漁業従事世帯員						
			計	1人	2人	3人	4人	5人	6人～
個人経営体	98年	60～64歳	25,696	807	10,052	6,271	3,084	1,595	3,887
		65～69	26,105	955	12,397	4,960	1,885	1,236	4,672
		70～74	16,114	736	8,191	2,280	919	910	3,078
		75歳～	67,915	2,498	30,640	13,511	5,888	3,741	11,637
	13	60～64歳	14,012	1,177	5,245	3,395	1,930	942	1,323
		65～69	12,922	1,037	5,830	2,880	1,281	617	1,277
		70～74	12,486	889	6,569	2,400	913	587	1,128
		75歳～	17,252	1,509	9,561	2,662	1,359	860	1,301
構成比	98	60～64歳	100.0	3.1	39.1	24.4	12.0	6.2	15.1
		65～69	100.0	3.7	47.5	19.0	7.2	4.7	17.9
		70～74	100.0	4.6	50.8	14.1	5.7	5.6	19.1
		75歳～	100.0	3.7	45.1	19.9	8.7	5.5	17.1
	13	60～64歳	100.0	8.4	37.4	24.2	13.8	6.7	9.4
		65～69	100.0	8.0	45.1	22.3	9.9	4.8	9.9
		70～74	100.0	7.1	52.6	19.2	7.3	4.7	9.0
		75歳～	100.0	8.7	55.4	15.4	7.9	5.0	7.5

資料 1998年, 2013年漁業センサス

帯の割合が65歳以上のどの階層でも2割台にとどまっていることは、跡取り夫婦が同居している伝統的直系世帯が少数派になっていることを意味している。また単身世帯の割合が顕著な増加を見せていないのは、高齢者の操業を支えてきた夫婦協業形態が維持できなくなった場合に海上作業をやめて他人の漁業の手伝い人に転じるなど、自営漁業者でなくなってしまう結果であると判断される。以上の特徴は15年前の98年の数値にもすでに現れており、基本的傾向はその時点ですでに確定していたとみられるが、その後の15年間に2人以上世帯の比重上昇、6人以上世帯の比重低下がさらに進行したことが明らかである。

こうした世帯状況である以上、男子自営漁業者全体の半数を占める65歳以上の者が10年後に引退した場合、半数の経営体が消滅することがほぼ確実である。第6表は今

第6表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・専業業別1世帯当たり14歳以下世帯員数 (2013年)

(単位 人)

		14歳以下世帯員数
総計		0.29
兼業別	専業	0.22
	第1種兼業	0.37
	第2種兼業	0.37
年齢階層別	～29歳	0.65
	30～34	1.16
	35～39	1.26
	40～44	0.97
	45～49	0.53
	50～54	0.29
	55～59	0.20
	60～64	0.22
	65～69	0.23
	70～74	0.19
	75歳～	0.11

資料 第3表に同じ

(注) 専業業別の1世帯当たり14歳以下世帯員数に各個人経営体数を乗じて算出した。

後の自営漁業者の候補になり得る14歳以下の漁家世帯員が個人経営体世帯に平均何人いるかを示しているが、全漁家世帯で0.29人（したがって男子が半数として1世帯当たり0.15人）に過ぎず、70歳以上の世帯では0.1人台に過ぎないことがわかる。すなわち、現在の0～14歳層が後継者になり得る時点において、彼らの全員が後継者になったとしても、引退者の経営体の10%台しか継続し得る漁家はない計算になるわけである。

2 高齢沿岸自営漁業者の諸特性と問題点

高齢沿岸自営漁業者の操業実態・経営状況・操業意欲等は後継者の有無によって大きく異なっているので、両者について対比

的に整理しておこう。

a 後継者無き高齢者

高齢自営漁業者の多数派であるこの階層の特徴は、筆者の行ってきた実態調査によれば以下のように整理できる。

①操業形態が単純であり、海上作業は単身操業が大半である。妻・兄弟・雇用者を加えて操業している者も少数ながらあるが、加齢とともに単身操業に移行する傾向が強い。ただし陸上作業を含めれば夫婦協業形態は根強く残存しており、そのタイプの漁家では女子の引退によって男子の引退に至る事例が少なくない。

②操業の強度は加齢とともに順次弱まっていく。出漁日数の減少、1日の操業時間の短縮、使用漁具数の減少が明らかである。また、従来経験してきた漁業種類を継続することを基本としつつも、作業を簡易化したり軽度な漁業種類に移行する場合も見られる。結果として水揚げは同じ漁業種類の若壮年者に比較して明確に低くなる。

③遠からず廃業することが見通せるため、漁業のための投資は極力回避しており、結果として機器類の不備による事故につながる場合が少なくない。

④操業の意欲・強度は老齢年金の受給額によって異なる傾向が観察される。船員年金・厚生年金の受給者は体力低下に合わせた無理のない操業を心掛けているのに対して、国民年金だけで、それも満額受給に達していない者は、無理をしてでも操業強度を維持する努力を継続する傾向がある。

b 後継者のある高齢漁業者

父子の年齢差を30歳とした場合、父親50歳・息子20歳頃に父子操業が始まり、父親70歳・息子40歳までの20年間程度、その操業が続くと想定できる。このタイプでは当初は父親が経験を生かして漁場選択や作業の段どりを定め、力仕事は息子が行うなど労働の分業がなされ水揚げも高い。しかし加齢にともなう父親の体力低下に合わせて操業時間短縮・操業強度低減などの制約が意識されるようになり、父親が70歳代に入ると息子が1人で操業し、父親は小船でごく沿岸部分で操業するようになるなど、父子それぞれの操業に分離するケースが多い。分離の年齢は漁業種類・地域・親子関係などによって異なるが、その年齢はかつての65歳代後半から今日の70歳代前半へと先送りされてきたように観察される。

生計のあり方に関しては、父子協業の時期においても子が結婚して以降は家計が分離している事例が多く、特に後継者の結婚難への対処策としてその方向が意識的に採られている傾向がある。なお、後継者が独身を続けている場合が増加していると見られるが、このタイプは水揚げは高いが漁家としては継続されないことが確実である。

3 高齢沿岸漁業者の就業史の諸タイプ

(1) 就業史の重要性

高齢沿岸漁業者の操業のあり方は、本人の就業史によって強く規定されている。そ

の理由は以下のような諸事情にある。

第一に、技術的連続性である。高齢になってから新たな漁業技術を習得することは容易ではないため、若壮年期に習熟した漁業に継続して従事する傾向が強いという事情である。

第二に、制度的・人間関係の事情である。従来行ったことのない新たな漁業種類の漁業権行使を漁協から容認されたり、実績の無い者が漁業許可を県から取得することは必ずしも容易でない。それが可能な場合でも、従来からその漁業を営んできた漁業者たちとの大きな水揚げ格差が続き、他の漁業者から一人前扱いされにくいことが予想されるため、それを避ける意向が働きやすい。

第三に、漁船・漁具・漁業機器類等の物的連続性である。特に単身操業の高齢漁業者は新規投資を避け、従来使用してきた漁船・漁具・漁業機器類をそのまま使用できる漁業に継続して従事する傾向が強い。

(2) 就業史の諸タイプと現在の自営漁業

ここでは各地での調査事例を念頭において、高齢漁業者の就業史と現在の漁業との関係について具体的に考えてみたい。

a 自営漁業で一貫したタイプ

このタイプの漁業者は中学ないし高校を卒業してすぐに自家漁業の後継者となって父親と一緒に操業し、父親の引退後に自身が経営主となって今日に至っている。後継者になった時点（本人が現在70歳であれば

1960年代前半）では父親は50歳前後であり、投資態度・操業強度も積極的に将来への自信もあり、したがって息子の後継者化に期待し、息子の側も後継者化に抵抗がなかったと推測される。もちろん他の職業に一定期間従事してから家業についた者もあるが、高い水揚げを上げるためには父親の体力・意欲が十分な時期に父子協業を継続しつつ技術・経営方式を習得する必要があるため、ほぼ30歳までには後継者になっていたとみられる。

このことは、このタイプでは他産業経験者であっても厚生年金の受給者はおらず、船員年金の受給者もまれであること、したがって年金受給年齢になっても漁業から相当の水揚げを上げなければならないことを意味している。

b 若年時に雇用乗組員として働き、中高年で自営漁業に転換したタイプ

日本に対して200海里体制が適用された1977年までは海洋自由の時代であり、遠洋漁業の賃金は高く、沖合漁業も経営的に好調なものが多かった。このため、沖合・遠洋漁業の基地周辺の漁村では若壮年時には雇用乗組員として働き、船員年金の受給資格を得た上で、中高年になって父親が自営漁業から引退する前後に自家の漁業に従事したり、自ら自営漁業を新規に開始したりするタイプが多かった。

これが先のaのタイプと異なるのは、父親との協業期間がほとんど（あるいは全く）ないことである。したがって自家漁業開始

時には経験も少ないため、父親が使用していた漁船をそのまま引き継ぐことを含めて、単身操業用の小規模な漁船で操業することが通例であり、経営姿勢も消極的である場合が多い（これに対して **a** のタイプでは後継者が漁業に加わることによって労働力が2倍になるので従来よりも大型の漁船を建造することが多い）。

結果として、**a** のタイプが水揚げが多いが年金は少ないのに対して、**b** のタイプは年金が多い代わりに操業の強度が抑制され水揚げは低くなると対比できる。

c 漁家の子弟が一般の勤め人となり、 定年後に自営漁業者となるタイプ

漁家の跡取り息子が後継者とならずに他産業に就職する傾向は、地方にも雇用機会が増え始めた60年代後半以降に本格化した。その際、親と同居して通勤できる範囲に雇用機会が存在する場合には漁村住民としての生活を継続しつつ、職業生活は都市の会社員として過ごす状態になった。彼らは漁協組合員の跡継ぎとして父親の引退後には組合員資格（正または准組合員）を継承し、勤務の無い日には自営漁業に従事する場合も少なくなかった。彼らのうちの相当部分は、会社を定年になると漁業の操業日数を増やし、優良な漁業権や漁業許可を得て専門的な沿岸漁業者になっている。

これに対して、漁家子弟でも勤務地が通勤可能圏内ではなく、漁村から離れて住まなければならない場合には、漁村社会の一員として遇されることは困難であるし、住

居が漁協区域外になるために組合員資格も親の引退によって失われてしまう。また都市生活者としての生活が続くために本人とその家族の生活スタイルも夜間操業などの漁業者の生活スタイルにはなじめなくなってしまう、定年後に漁業者になることは困難になる。

このように会社を定年になってから自営漁業を開始することができるのは、漁協・漁村社会に「身内」として認められるだけの地元での生活実態があることが暗黙の条件であり、そのためには漁村地域の近辺に安定的な雇用機会が存在することが必要である。

d 外部から参入したタイプ

同じ定年後の自営漁業着業者であっても、漁家子弟や地元漁村出身者とは異なって、出身地ではない漁村で新規着業する者の数はずっと少ない。技術習得の機会を得る困難とともに、漁協加入とその後の漁業権行使の容認という二つの制約が存在するためである。漁協の正組合員になるためには少なくとも年間90日以上の実績がなければならぬし（水産業協同組合法18条）、准組合員ならその制限はないが、准組合員に漁業権行使を認めるか否かは漁協の任意の意思決定に任されており、准組合員側の権利として取得できるものではないからである。

とはいえこの種の事例も存在している。この場合には厚生年金が受給できるので、自営漁業によって高い水揚げを上げなければ

ばならない必要性はなく、趣味の延長線上でくつろいだ気分が無理のない操業をすることが可能である。ただしこのタイプでは、当人のために行動してくれる地元漁業者——漁協に対して彼の身元引受人的役割を果たすとともに、漁業技術や各種の手続き・制度等を親身になって手伝ってくれる者——が必要であり、遊漁船の経営者などがなじみの顧客であった組合加入希望者に対してその役割を果たすことがある。制度的には新規漁業就業者支援事業による研修制度がその役割を担っているが、高齢者はその適用外に置かれているので、漁協としても組合員資格と漁場利用の権利を順次認めて仲間を増やす方向に持っていけるように仕組むことが望まれる。

(3) 漁家出身会社員の定年後漁業就業の事例

——鳥取県漁協淀江支所の場合——

農業においては「定年帰農」が一定のボリュームで存在しており、特に農家の子弟が定年後に農業従事に比重をかける事例が広範に存在している。これに対して沿岸漁業では、①技術習得、②漁協組合員資格、漁業権行使の容認、漁業許可の取得、③家族も含めた漁村的生活様式（夜間操業や陸上作業での家族の協力）への適応力のいずれにおいても容易でないことから、漁業外・漁村外からの定年後参入は困難であるとみなされてきた。

しかしながら一定の条件の下では漁業においても、かなりの人数の定年者がまとま

って漁業に参入することがあり得るのであって、それが地域漁業を一定期間にわたって活性化させる場合がある。ここではその一例として、最近10年間ほどの間に鳥取県漁協淀江支所で進行したサワラ曳縄漁業への参入事例について報告する。

鳥取県漁協淀江支所（正・准組合員数は95年にそれぞれ59人、91人、14年に54人、50人）では2000年前後から急にサワラの回遊量が増えて地区内漁獲量全体の3割にも達するようになった。これに対してこの時期に会社を定年になった地区内在住者（元漁協組合員の子弟）の相当数がこれを対象とする曳縄釣りに従事するようになったのである。

もともと当地区の漁業は網を操作しながら底魚類を漁獲する漕ぎ刺網が主力であったが、この漁業は技術習得が難しく、高齢者が新規に開始することは困難であった。そのため漁家子弟でありながら一般会社員となった者は親の組合員資格を継いで准組合員となっても、定年後に本格的に漁業に従事することはほとんどなかったという。

ところが技術的に容易で小型の漁船で操業可能な曳縄漁法によって200万円前後の水揚げが上げられるという状況になったために、相当数の定年者がこれに従事するようになった。その人数は正確には確認できないが、漁業センサスの漁業地区別統計によれば、淀江地区で各種の釣り漁業を営んだ経営体数は、98年には「その他の釣り」が5（この年には「ひき縄釣り」の項目はない）、03年には「沿岸いか釣り」が9、「そ

の他の釣り」が31（この年に「ひき縄釣り」の項目が出現したが当地区では0）、08年には「ひき縄釣り」が26、「その他の釣り」が1、13年には「ひき縄釣り」が27、「沿岸いか釣り」が4となっている。おそらく2000年前後にひき縄釣りが他の釣りを操業していた漁業者に広まるとともに、定年後参入者も相当数加わったのであろう（03年に一気に増えた「その他の釣り」はおそらくひき縄釣りであったろうが、「ひき縄釣り」の項目がなかったそれまでの漁業センサスにならって「その他の釣り」欄に回答したものと推測される）。

当地でのサワラの漁獲は8月から12月を中心とした季節的なものであり、その未成年魚であるサゴシの漁獲を加えても漁業外で就業している壮年期の漁家出身者を沿岸漁業に引き戻すだけの力はないが、それだけに新規参入者数が限定されて1人当たりの水揚げが落ちることも回避できている。都市在住の定年者が住居を漁村に移してこれに参入しようとするほどの水揚げがあるわけではないが、漁家子弟という出自と漁協地区内に継続的に居住して地元民として受け入れられてきた人々だけが、これによって沿岸漁業に参入し継続的に操業している実情にある。

この場合に注目される事実、彼らが定年後の漁業参入を決意するに至る際に、かつて小学校・中学校で友人関係にあった同窓生たちのうちで漁業者として就業してきた者の勧めが強く作用していることである。このことはこうした定年後参入者が同じ年齢層にかたまっている傾向がある事

実にも反映している。すなわち地元に住んでいることによって雰囲気は知っていても、実際に操業したことのない新しい漁業を始めることを決意する過程では、着業について漁協の了解を得る仲介をしてくれたり、漁法について教えてくれる気心の知れた者が存在することが強い誘因となっているのであって、地元の自営漁業で一生を送ってきた小中学校の同級生はそのためにも最適な人物であるといえる。

こうした定年後新規自営漁業者のうちの最も積極的なタイプと見られる一人は、定年後に自営漁業を営むことを定年前から計画しており、准組合員として簡易な漁業を行ったり、漁船を購入して各種の漁業ができるように準備をしていたという。したがって、サワラ資源の出現がなくても定年後に漁業者になったと思われるが、そうした積極的な人物が媒介となって、小中学校時代の同窓生たちも後に続くようになったといった連鎖的効果がみられたのである。

こうした形での新規着業が可能であるためには居住地である漁村から1時間程度で通勤可能な地域に安定的な雇用機会があることが必要であるから、どの漁村でもこうした事例があり得るとはいえない。とはいえ小中学校の同窓生の勧誘・仲介といった人的支えが果たしている機能を漁協が機関として果たすことができるようになれば、漁家子弟以外の村内出身者、さらには村外出身者の定年後参入も広まる可能性があることをこの事例は教えていると言えよう。

4 後継者のいる高齢自営漁業者が直面する諸問題

後継者難の沿岸漁村では後継者が得られれば問題は解決すると考えやすいが、いったん後継者が自営漁業に従事しても、安定的経営が維持されるためには以下にみるようないくつかの課題が存在している。

①後継者世帯との家計・生活面の関係

後継者を得た高齢漁業者は生活面、操業面の両方において、息子ないしその家族との一体感を持ち、それによる安心感が強い。ただし、今日では後継者であっても住居・生活面は別にしている世帯が急速に増えており、間もなくそれが基本型となることが予想される。それゆえ経営の行方と高齢者の老後生活問題は別物という関係に今後はなっていくのかも知れない。

②後継者の意欲・自発性を親が抑えてしまう可能性

後継者を得た漁業者は操業面では他の高齢漁業者に比較して積極的であるが、後継者の側からみてそれがプラスに作用しているとは必ずしもいえない。というのは、後継者が技術・知識を習得して独自の経営方針をとろうとする場合に、父子操業方式がその制約要因になることがあり得るからである。その原因の一つは、体力の衰えた父親の存在が若年者の意図する積極的な操業を制約する傾向が加齢とともに強まることである。今一つの事情は、「舵持ち」＝操業の指示者がいつまでも父親であることに対

して、日常の操業の中で新機軸を思い付き各種の工夫を構想している後継者の側が不満を感じるようになることである。

農業ではこうした状況を回避するために、世代間で担当する作目を区別することが選択されやすいが、漁業では漁船が高価であるため同等規模の漁船を2隻そろえることは困難であること、優良な漁業権・漁業許可が1世帯に多くは与えられないこと、単身操業の漁船2隻で操業するよりも1隻に2人が同乗して操業した方が一般的には効率的に操業できることなどの理由によって父子操業タイプが選択されている。この結果、父親の主導権がいつまでも残り、後継者の意欲を低下させる傾向については若年漁業者がしばしば問題にするところである。

③後継者が複数いる場合の問題点

父親とその息子2人の計3人が一緒に操業している漁家は、現在の沿岸漁業の中では就業者構成が最も優れており、水揚げもトップレベルの存在であるが、その経営の分割問題が生じる場合がある。父親の下で平等に所得を分配されていた兄弟が、父親が引退した後で一方が雇用主、他方が被雇用者となることによって所得水準や操業時の権限等が大きく異なる可能性があるし、雇用主となった者の息子が後継者となった場合には、雇用者の立場の者が甥に使われることを拒むことがある。

このように不利な立場に置かれたと判断する側の不満によって父子3人の協業から父親引退後に2つの単身操業へと移行する場合が少なくない。もちろん経営体を分割

する場合には、漁船、組合員資格、漁業権行使権・漁業許可を新たな経営体の側が取得できるかなど、解決すべき大きな課題がある。こうした状況を防ぐために父親が現役のうちに2隻目の漁船を中古で購入し、息子2人の組合員資格も取得しておくといった事例が調査の中で見いだされた。

なお関連して、水揚げの高い積極的漁業者が後継者確保を希望しているとは限らないという事情にも触れておきたい。壮年期の単身ないし夫婦操業タイプの漁業者のうちで高い水揚げを上げている者は、優良な漁業権・漁業許可を持ち、漁船・漁具等に相当額の投資をし、技術的にも仲間に負けない自信を持っている者が多い。そうした自信に裏打ちされた積極性が自分の経営の将来構想についても強気で楽観的なイメージを描きやすく、それが子弟の漁業参入を促している面がある。

ただし、高い水揚げを上げている自営漁家が漁業経営について積極的な将来構想を描き、後継者確保を望んでいるとは現在では必ずしもいえない。勤労意欲が高く経営戦略についても工夫を続けている勤勉な漁業者は、子弟の教育にも熱心であり、大学に進学する子弟も少なくない。大学に進学した子弟が、広範な職業の可能性にふれながら、それでも家業である沿岸漁業に従事しようとすることは現在の所得状況からすれば決して可能性の高い選択ではないし、親世代も子供の教育水準に対応した就職機会を期待する傾向があり、「学歴が高くなれ

ば後継者にはならない」という傾向は現時点では否定しにくい。水揚げの高い積極的な経営体はその経営成果の相当部分を子弟の教育に充当し、その結果として子弟の進路選択が漁業から離れていくという現実、国民経済の中での沿岸漁業の位置を象徴する皮肉な事態であるが、直視しなければならない現実でもある。

この事態が示唆しているように、沿岸漁業の中で水揚げ・漁業所得の高い経営体の中には、子弟を後継者にして自分の経営体の発展を継続的に図っていききたいと志向している経営者層と、自分が責任を持つ経営期間の人的構成は家族に依存するよりも雇用者を導入するなどして、子弟の就業機会をより将来性のある方向を選択できるようにしたいとする層とが存在しているといえる。

5 高齢漁業者対策への示唆

以上のような実態把握にもとづいて、今後の沿岸漁業の中で量的には最大部分を占めざるを得ない高齢漁業者の操業と生活の安定に向けて、いくつかの留意点を指摘しておきたい。

①高齢化に見合う物理的および社会的な条件づくり

高齢者は体力の低下とともに、操業日数を減らし、操業時間を短縮し、近場の漁場を利用し、小型船に乗り換えるといった判断を行っているが、こうした措置が柔軟にとれるような物理的かつ社会的な条件づく

りをより意識的に整備する必要がある。

たとえば、浮棧橋を設けて水揚げの重労働を軽減することなどの物理的な対策、近場に漁礁を作り築碁漁業権を設定するなどして高齢者が優先的に利用できる漁場とすること、加齢にともなう漁船規模の縮小をしやすくするための漁船の売買情報網づくりや漁協関連会社等によるその迅速な手続きなどのシステムをつくることがあり得るだろう。

②高齢者の操業に見合う制度的な条件づくり

加齢にともなう漁業種類転換のための漁業権・漁業許可の県段階・漁協段階での情報提供と柔軟な運用、高齢化にともなう居住地の移動（近隣居住の息子と同居するための移動など）の際の組合員資格の継続性確保のための措置、短時間操業者に見合うようにセリの時間を早い時間帯にも設定すること（あるいはセリの時間までの簡易な保冷体制の整備）等がこの例である。

漁協の中に高齢者部会をつくり、理事の中に高齢者漁業担当を置くといった措置も有効であろう。また漁協は地域漁業問題の一部として高齢漁業者問題を限定的にとらえる傾向が強いが、地域における高齢者問題（特に年金格差による生活の安定度の差）への対処方策として高齢者の漁業就業条件について検討することも必要であろう。

③高齢参入者への門戸開放

栄養・医療の向上によって定年後も相当期間にわたって労働可能な体力が維持されるようになったこと、漁業者の減少によって全国の地先漁場で新規加入者を受け入れる余地が拡大してきたことといった客観的条件の下で、定年期前後での自営漁業参入希望が広がる可能性がある。地元の元漁家出身者に対しては高齢時点での漁業参入を容認する漁協が多いのであるから、それを地元の漁家以外出身者、地元以外出身者へと更に広げ、より広く参入できるような制度面ないしその運用面での手直しをするべきであろう。

こうした方向を追求するためには、漁協組合員資格・漁業権行使制度などの制度的改訂に向けた努力を行うとともに、そのための基盤づくりとしても、共同体的機能の漁協への取り込み（逆にいえば漁協の組合員管理・漁場管理機能の漁村共同体的秩序内への定着）の努力が重要であると思われる。

<参考文献>

- ・加瀬和俊（1988）『沿岸漁業の担い手と後継者——就業構造の現状と展望』成山堂書店
- ・農林中金総合研究所（2014）「高齢漁業者の現状と漁協の対応に関する調査」『総研レポート26基礎研No.2』5月

（かせ かずとし）

